

○無線LANビジネスガイドライン 改定案

(下線は改正部分)

改定案	現行
<p>2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項</p> <p>2.4 その他</p> <p>2.4.5 その他の消費者保護規律</p> <p>事業者は、2.4.3 契約前の提供条件の説明義務及び 2.4.4. 契約後の書面の交付義務に加えて、以下の消費者保護規律を遵守しなければならない。</p> <p>なお、消費者保護規律の詳細については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」参照。</p> <p>(1) 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第 26 条の 4）</p> <p>電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部 又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への事前周知を義務付け</p> <p>(2) 苦情等の処理義務（事業法第 27 条）</p> <p>提供するサービス等に関する利用者からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理し なければならないことを義務付け</p> <p>(3) 不実告知等の禁止（事業法第 27 条の 2 第 1号）</p> <p>契約の重要事項について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為を禁止</p> <p><u>(4) 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止</u> <u>（事業法第 27 条の 2 第 2 号）</u> <u>電気通信役務の勧誘に先立って「自己の氏名又は名称」、「当該</u></p>	<p>2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項</p> <p>2.4 その他</p> <p>2.4.5 その他の消費者保護規律</p> <p>事業者は、2.4.3 契約前の提供条件の説明義務及び 2.4.4. 契約後の書面の交付義務に加えて、以下の消費者保護規律を遵守しなければならない。</p> <p>なお、消費者保護規律の詳細については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」参照。</p> <p>(1) 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第 26 条の 4）</p> <p>電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部 又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への事前周知を義務付け</p> <p>(2) 苦情等の処理義務（事業法第 27 条）</p> <p>提供するサービス等に関する利用者からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理し なければならないことを義務付け</p> <p>(3) 不実告知等の禁止（事業法第 27 条の 2 第 1号）</p> <p>契約の重要事項について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為を禁止</p>

勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名若しくは名称」、「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為を禁止。

(5) 勧誘継続行為の禁止（事業法第 27 条の 2 第 3 号）

契約を締結せず又は勧誘を受けないことを希望する利用者に対する再勧誘を禁止

(6) 代理店に対する指導等の措置義務（事業法第 27 条の 4）

事業者に対し、代理店への指導等の措置を行うことを義務付け

(4) 勧誘継続行為の禁止（事業法第 27 条の 2 第 2 号）

契約を締結せず又は勧誘を受けないことを希望する利用者に対する再勧誘を禁止

(5) 代理店に対する指導等の措置義務（事業法第 27 条の 3）

事業者に対し、代理店への指導等の措置を行うことを義務付け